【常勤職に就いていない会員の会費割引（会費規程第２条）の適用を申請する人のみ提出】

社会政策学会代表幹事 殿

常勤職に就いていない会員の会費割引 適用申請書（会員用）

私は常勤職についていませんので「会費規程第 2 条」と「会費の割引に関する申し合わせ

（2012 年 2 月 11 日幹事会了解事項）」に基づき、常勤職に就いていない会員の会費割引の適用を申請します。

また、このたび申請する会費割引の適用資格がなくなったさいは、「会費規程第 2 条の 2」に基づき、会員登録内容の変更と会費区分の変更について速やかに届け出ることを約束いたします。

申請日 ＿＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日氏名（自著）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

変更後の所属・職（ある人のみ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ メールアドレス ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【送付先：社会政策学会事務センター】

【 社会政策学会事務センター 】

〒170-0013 東京都豊島区東池袋2丁目39-2-401　（(株)ガリレオ学会業務情報化センター内）

TEL　03-5981-9824　FAX　03-5981-9852

E-mail　g048jasps-support@ml.gakkai.ne.jp

受付 年 月 日 ／ 承認 年 月 日 ／ 手続 年 月 日